

4 課程設置認可申請書(専修学校用)

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様 ①

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

○○課程設置認可申請書

このたび○○学校に○○課程を設置したいので、学校教育法第 130 条及び同法施行規則第 187 条において準用する同規則第 3 条の規定に基づき関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 1) 設置趣意書(様式 1)
 - 2) 設置要項(様式 2)
 - 3) 生徒の確保の見通し等に関する事項(様式 8)
 - 4) 学則の変更条文新旧比較表(様式 27)
 - 5) 変更後の新学則
 - 6) 授業計画(シラバス)(様式 7)②
 - 7) 学級編制表(様式 3)
 - 8) 教職員編制表(様式 4)
 - 9) 教職員名簿(様式 5)※以下の書類を添付
 - ・就任承諾書(様式 24)
 - ・履歴書
 - ・教員資格を証する書類
 - ・印鑑登録証明書
 - 10) 教員の年齢構成状況(様式 6)
 - 11) 設置する課程の校地・校舎の図面(付近見取図、配置図、各階平面図、立面図) ③
 - 12) 施設の概要(様式 9)※以下の書類を添付
 - ・権利関係を証する書類(登記簿謄本、売買契約書、寄附申込書、賃貸借契約書、工事請負契約書等)
 - ・建築検査済証
 - 13) 校具、教具、図書及び備品の明細表(様式 10)
 - 14) 直近 3 カ年の財務諸表④
 - 15) 変更に要する経費・負債償還計画書(様式 11)⑤
 - 16) 財産目録(様式 14)
 - 17) 提出日の属する年度から変更前年度まで及び課程設置後当該課程の修業年限に相当する期間の事業計画及びこれに伴う資金収支予算書(様式 12、13)
 - 18) 寄附行為(定款又は規則)⑥
 - 19) 理事長の履歴書、誓約書(様式 32)、身分証明書、印鑑登録証明書
 - 20) 課程設置に係る理事会及び評議員会の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式 29,30 の作成例参照)⑦
 - 21) 法人の登記簿謄本⑥
- ※その他参考資料の提出を求める場合がある

提出期限

1. 提出期限は次のとおりとする。
 - ・4月1日に開設しようとする場合にあっては、開設年度の前々年度の2月末日(ただし、校舎の新築を伴わない場合は開設年度の前年度の6月30日)まで。
 - ・10月1日に開設しようとする場合にあっては、前年度の6月30日(ただし、校舎の新築を伴わない場合は開設年度の前年度の11月30日)まで。
2. 申請書の提出に先立ち、申請書提出期限の2か月前までに計画書として次の書類を提出すること。
 - ・申請書かがみ
 - ・添付書類
 - 1) 印鑑証明書、身分証明書、法人登記簿謄本は提出不要とすることができる。

説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。
- ② ページ数を記入すること。
- ③ 各部屋の室名及び面積を記載すること。
- ④ 学校法人会計基準により会計処理を行う場合は任意様式で提出すること。それ以外の場合は、任意様式のほか資金収支予算書(様式13)を提出すること。なおその際、様式に「予算」とあるのは「決算」と読み替えること。
- ⑤ 負債償還計画書は、借入金がある場合のみ。
- ⑥ 個人立の場合は不要。
- ⑦ 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、申請事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各1部(合計2部)
2. 学校法人等で寄附行為、定款等の変更を要する場合は、各認可申請等所要の手続きをすること。なお、目的変更を伴う場合は、併せて目的変更の認可申請をすること。
3. サイズはA4版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)
4. 次の場合は、それぞれ所定の手続きが別途必要であることに留意すること。
 - ・設置しようとする学科の修了者に専門士(高度専門士)の称号を付与しようとする場合
 - ・設置しようとする高等課程(専門課程)の学科の修了者が大学(大学院)入学資格を得られるようにする場合
 - ・設置しようとする学科について、職業実践専門課程の認定を受ける場合